

新許可業種	定義	主な変更点・留意点等
飲食店営業	<p>食品を調理<sup>※</sup>し、又は設備を設けて客に飲食させる営業</p> <p>※調理とは、その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提に、飲食に最も適するように食品を加工成型すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫茶店営業を統合</li> </ul>
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機による飲食店営業又は喫茶店営業を統合し、単独の業種として規定</li> <li>屋内に設置され、自動洗浄機能等一定の要件を満たす場合は届出対象</li> </ul>
食肉販売業	鳥獣の生肉、骨、臓器を販売する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>袋などの容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものは届出対象</li> </ul>
魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>鮮魚介類には、魚介類を活<sup>ズ</sup>、放血、切り身またはむき身、生干しなどにしたものを含む</li> <li>袋などの容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものは届出対象</li> </ul>
魚介類競り売り業	魚介類市場で鮮魚介類を競り売り、入札、相対による取引により販売する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸は含まれない（魚介類販売業に該当）</li> </ul>
集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生牛乳や生山羊乳だけでなく、動物の生乳全般が対象</li> </ul>
乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をする営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛乳や山羊乳だけでなく、動物の乳全般が対象</li> <li>製造は小分け行為を含む</li> <li>同じ施設で、乳製品（飲料に限る。）や清涼飲料水の製造も可能</li> </ul>
特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の許可と実質的な変更はない</li> </ul>
食肉処理業	食用に供する目的で鳥若しくは獣畜をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉や内臓等を分割・細切する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の許可と実質的な変更はない</li> </ul>
食品の放射線照射業	食品に放射線を照射する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の許可と実質的な変更はない</li> </ul>
菓子製造業	菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>あん類製造業を統合</li> <li>社会通念上菓子の完成品とされる食品を製造する営業であり、いわゆる菓子種の製造は含まない</li> </ul>
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスキャンデー、みぞれ等を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の許可と実質的な変更はない</li> </ul>
乳製品製造業	アイスクリーム類を除く乳製品及び乳酸菌飲料（無脂肪固形分3.0%未満を含む。）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造は小分け行為を含むが、バターやチーズ等の固形物の小分けは、食品の小分け業に該当</li> </ul>
清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水・乳製品（飲料に限る。）を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造は小分け行為を含む</li> <li>生乳を使用しない乳酸菌飲料も製造可能</li> </ul>
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコン等の食肉製品を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ施設で、食肉又は食肉製品を使用したそうざいの製造も可能</li> </ul>
水産製品製造業	魚介類その他の水産動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産動物とは魚介類よりも広い概念であって、クジラ、カエル、カメ等も含む</li> <li>魚肉練り製品製造業を含む</li> </ul>

新許可業種	定義	主な変更点・留意点等
氷雪製造業	氷を製造する営業	・従前の許可と実質的な変更はない
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造する営業	・卵白のみ、卵黄のみの液卵の製造も対象 ・製造は小分け行為を含む
食用油脂製造業	食用油脂を製造する営業	・マーガリン又はショートニング製造業を統合
みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業	・みそ製造業としょうゆ製造業を統合 ・同じ施設で、みそ又はしょうゆを主原料とする食品の製造も可能（みそ又はしょうゆを主原料とする食品のみを製造する場合は許可不要）
酒類製造業	酒類を製造する営業	・従前の許可と実質的な変更はない
豆腐製造業	豆腐を製造する営業	・同じ施設で、豆腐又は豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品の製造も可能
納豆製造業	納豆を製造する営業	・従前の許可と実質的な変更はない
麺類製造業	麺類を製造する営業	・従前の許可と実質的な変更はない
そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼き物、揚げ物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物を製造する営業	・製造したそうざいを、米飯等の主食と組み合わせた食品の製造も可能 ・そうざいには、そうざい半製品も含まれる ・他の業種で規定される食品の製造を除く
複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	・HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る
冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	・冷凍食品の規格基準を満たす必要がある ・小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	・HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る
漬物製造業	漬物を製造する営業	・漬物を主原料として調味加工した漬物加工品を製造する営業を含む
密封包装食品製造業	密封包装食品であって、常温で保存が可能なものを製造する営業	・レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰食品等が該当する（食酢及びはちみつは対象外）
食品の小分け業	許可を要する製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	・製造に付随する小分け行為及び調理や小売販売における小分け行為は含まない
添加物製造業	添加物を製造する営業	・従前の許可と実質的な変更はない